

事務連絡
令和6年10月11日

各
都道府県
市町村
特別区
交通部（局）長 殿

国土交通省総合政策局 地域交通課長
国土交通省総合政策局 モビリティサービス推進課長

地域の公共交通リ・デザイン実現会議とりまとめに基づく
放課後児童クラブの送迎支援事業に係る周知について（依頼）

日頃より地域交通行政にご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、政府は、令和6年5月17日の「地域の公共交通リ・デザイン実現会議」（議長：国土交通大臣）において、移動手段の維持・確保に係る課題には、公共交通事業者だけで取り組むのではなく、地域のあらゆる関係者が連携し、利便性・生産性・持続可能性の高い地域交通への再構築を実現する必要があるとの認識の下、多様な関係者の連携・協働の推進に向けた環境整備のための方策をとりまとめました。地域交通のリ・デザインと地域の社会的課題解決の一体的な推進に向けて、多様な主体の連携・協働の取組を進めていくことが重要です。

子育て分野における移動手段確保に関しては、地域において必要とする交通が確保されるよう、別添のとおり、こども家庭庁より、各都道府県及び市区町村放課後児童健全育成事業主管部（局）あてに、放課後児童健全育成事業における放課後児童クラブの送迎支援事業の実施にあたり、交通事業者等への委託が可能である旨を明示する事務連絡が発出されております。

つきましては、上記とりまとめの趣旨も踏まえつつ、子育て分野における移動手段確保に取り組む関係者において、本事業を御活用いただけるよう、関係会議等開催の機会も活用しつつ管内の関係団体及び関係施設に対して周知いただければ幸いです。

事務連絡
令和6年5月21日

各 都道府県 放課後児童健全育成事業 主管部（局）御中
市区町村

子ども家庭庁成育局成育環境課

令和6年度の放課後児童健全育成事業について

平素より子ども・子育て支援施策の推進に御尽力いただきありがとうございます。

放課後児童健全育成事業の実施につきましては、「放課後児童健全育成事業」の実施について（令和5年4月12日付け子ども家庭庁成育局長通知。（令和6年4月1日 一部改正）以下「実施要綱」という。）を踏まえた運営をお願いしているところですが、令和6年度の実施要綱及び子ども・子育て支援交付金交付要綱（子ども・子育て支援交付金の交付について（令和5年9月7日付け子ども家庭庁長官通知（令和6年5月21日 一部改正）別紙。以下「交付要綱」という。）の発出にあたり、特に御留意いただきたい点をまとめましたので、お知らせいたします。

また、事業の推進にあたっては、昨年12月に文部科学省ととりまとめた「放課後児童対策パッケージ」（令和5年12月25日付け 成環第196号・5文科教第1398号子ども家庭庁成育局長、文部科学省総合教育政策局長、文部科学省初等中等教育局長、文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部長通知の別紙）の内容について改めてご確認ください。

都道府県においては、内容について御了知の上、管内市区町村（指定都市、中核市を除く。）に対して遅滞なく周知いただきますよう、お願い申し上げます。

記

1. 運営費における常勤職員配置の改善について（実施要綱別添1関連）

「子ども未来戦略」（令和5年12月22日閣議決定）において、「放課後児童クラブの安定的な運営を図る観点から、2024年度から常勤職員配置の改善などを図る」こととされたことを受けて、新たに常勤の放課後児童支援員を2名以上配置した場合の補助基準額を設けたところです。

各自治体におかれては、今回創設した類型を積極的に御活用いただき、放課後児童支援員の人材確保による受け皿整備の拡充と、放課後児童クラブにおける利用児童の生活の安定に向けた取組をお願いいたします。なお、常勤の定義や解釈については、別途発出するQ&Aも御参照ください。

2. 送迎支援事業について（実施要綱別添5 関連）

待機児童の発生状況を鑑み、当該年5月1日時点で待機児童が100名以上、あるいは100名以上の待機児童の発生が予見される自治体が本事業を実施する場合において、補助基準額を増額しています。待機児童の発生が予見される場合については、例年の放課後児童クラブにおける待機児童の発生状況の傾向や利用者に対するニーズ調査の結果など、客観的な根拠が必要です。

また、令和5年度より、地域の公共交通のり・デザインと社会的課題解決を一体的に推進するため、デジタル田園都市国家構想実現会議の下、「地域の公共交通り・デザイン実現会議」が開催され、本事業における地域の公共交通事業者等の活用の可能性についても検討がなされたことを踏まえ、実施要綱において、本事業の実施にあたっては、地域の公共交通事業者等への送迎業務の委託が可能である旨を明示しています。地域の実情を踏まえ、適切に対応いただきますよう、お願いいたします。

3. 処遇改善関係事業について（実施要綱別添6、12、13 関連）

放課後児童クラブ職員の専門性等を踏まえた処遇改善は重要です。これまで累次の処遇改善事業を実施してきたところですが、残念ながら実施状況が低調ですので、各事業の積極的な活用を御検討いただきますよう、改めてお願いいたします。

特に、公立公営事業所における会計年度任用職員の処遇改善にこれらの事業が活用されていないことが課題となっています。これに関して本事業を活用した処遇改善を実施している自治体に対して、活用手法を尋ねたところ、「他の会計年度任用職員とは異なる放課後児童支援員独自の俸給表を設定する」、「児童館等でも同時に処遇改善を進め、職員間の処遇の均衡をとっている」などの回答がありました。総務省通知（「会計年度任用職員制度の施行に向けた留意事項について（通知）」（令和元年12月20日付け総行公第95号））等も参照の上、当該事業の活用を御検討ください。なお、交付申請等に使用する様式において、当該事業の実施事業所の設置・運営主体（公立公営等）を確認し、執行状況を定期的に把握いたしますので、御協力いただきますよう、お願いいたします。

また、「放課後児童支援員等処遇改善事業（月額9,000円相当賃金改善）」（実施要綱別添13）については、実施要綱において、期首に賃金改善に係る計画書を作成し、その計画の具体的な内容を職員に周知した上で交付申請いただくこととしていることから、職員に周知した賃金改善計画と、期末の実績報告の間において、処遇改善額に大きな変更が生じないように、市町村におかれましては、管内事業所に周知いただき、適切な補助金の執行に努めるよ

う、お願いいたします。なお、同事業については、放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業に基づく賃金改善を実施している場合、当該事業により改善を行った賃金水準から低下させてはならないとしていますので、ご留意の上、交付申請をするよう、お願いいたします。

以上

【問い合わせ先】

こども家庭庁成育局成育環境課健全育成係
TEL : 03-6861-0303
seiikukankyou.kenzen@cfa.go.jp